条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十二月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定

日本国政府及びカタール国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条　対象となる租税

1　この協定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　カタールについては、

所得に対する租税

（以下「カタールの租税」という。）

4　この協定は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「カタール」とは、カタール国をいい、地理的意味で用いる場合には、カタール国の土地、内水及び領海（海底及びその下を含む。）、それらの上空並びに排他的経済水域及び大陸棚であってカタール国が国際法及びカタール国の法令の規定に基づき主権的権利及び管轄権を行使する区域をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカタールをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカタールの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人
(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(j)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
(ii)　カタールについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(k)　「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。

(i)　一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
(ii)　主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。
(iii)　(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

2　一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。

(a)　日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において租税を課されるべきものとされる者。ただし、日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

(b)　カタールについては、カタール内に恒久的住居を有し、いずれかの十二箇月の間に連続し、若しくは分離した百八十三日を超える期間滞在し、又は重要な利害関係の中心がある自然人及びカタールの法令に基づいて設立され、又はカタール内に本店若しくは事業の実質的な管理の場所を有する法人格を有する団体

一方の締約国の政府、地方政府、地方公共団体又は特別の法人は、この協定の適用上、当該一方の締約国の居住者とされる。